

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

◎新潟県及び長野県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を当市の個人市民税・県民税(特別徴収)取扱局に指定する必要があります。右の「指定通知書」に必要事項を記入し、事前に(又は納入と同時に)納入を希望するゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

また、「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書の提出について」は柏崎市税務課市民税係に提出してください。

※一度「指定通知書」を提出いただいたゆうちょ銀行・郵便局では当市の市民税・県民税の納入が行えます。

(2度目の納入以降、「指定通知書」の提出は不要です。)

き
り
と
り
線

柏崎市長

指 定 番 号

特別徴収義務者名

所 在 地

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行・郵便局を貴市の個人市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出したので通知します。

記

ゆうちょ銀行
名 称 郵便局

所在地

年 月 日

年 月 日

ゆうちょ銀行・郵便局長 様

新潟県柏崎市長
櫻 井 雅 浩
[公印省略]

指定通知書

き
り
と
り
線

地方税法第321条の5第4項(同法第328条の5第2項において準用する場合を含む。)により、当市個人市民税・県民税(特別徴収税額)の納入取扱局として貴局を指定したので通知します。

記

- 1 許 可 番 号 貯業第86号
- 2 口 座 番 号 00670-8-960004
- 3 加入者の氏名 柏崎市会計管理者
- 4 取りまとめ局 長野貯金事務センター